



付 録

－図表で見る財政状況と変化－

－中長期ビジョン－

－タスクフォース答申－

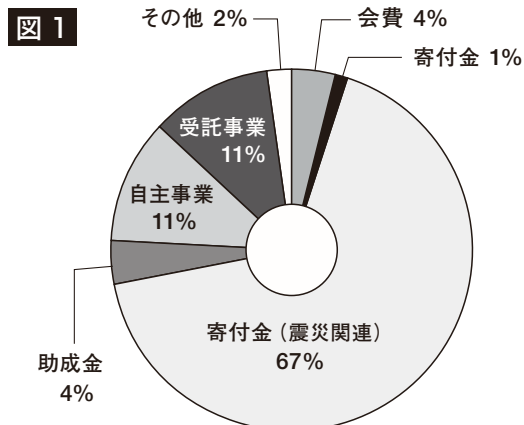
－定 款－

図表で見る財政状況と変化

1. 2011年度科目別の総収入割合 (一般正味財産)

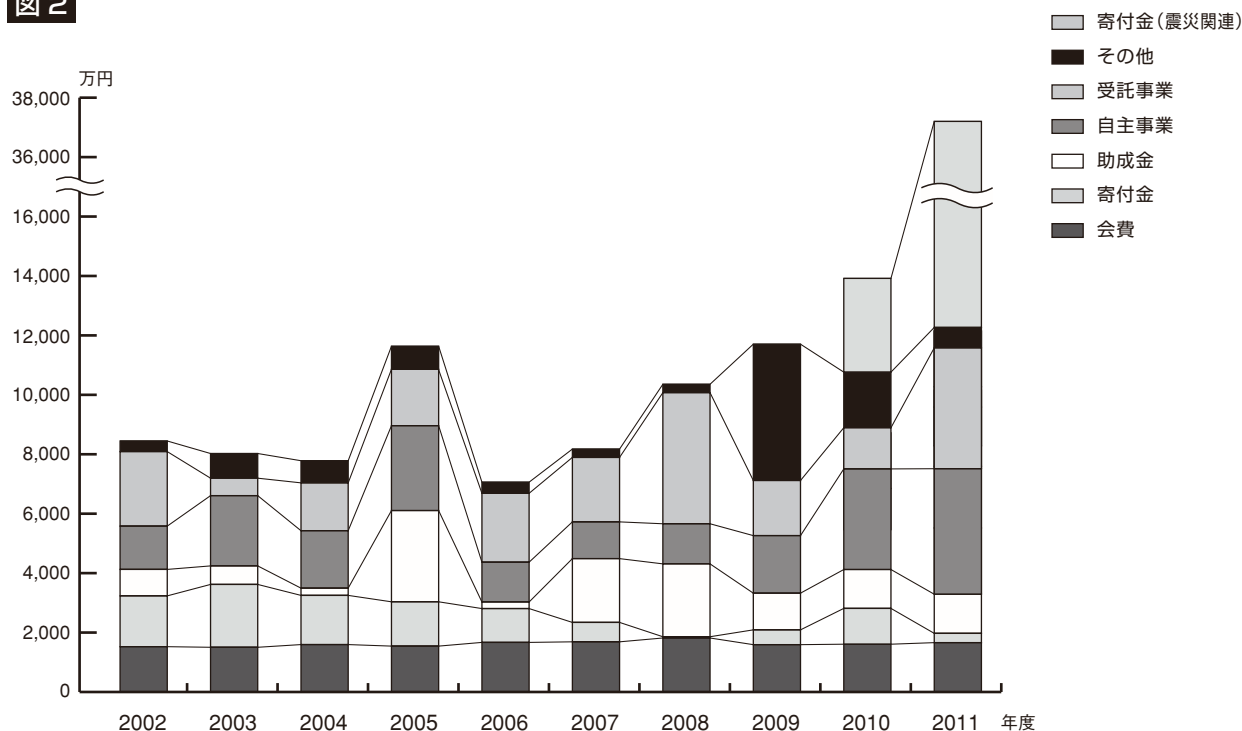
科目	金額
会費収入	16,655,000
寄付金収入	3,138,394
寄付金収入(震災関連)	248,786,205
助成金収入	13,205,432
自主事業収入	42,362,038
受託事業収入	40,796,592
その他収入	6,884,593
合計	371,828,254

(単位：円)



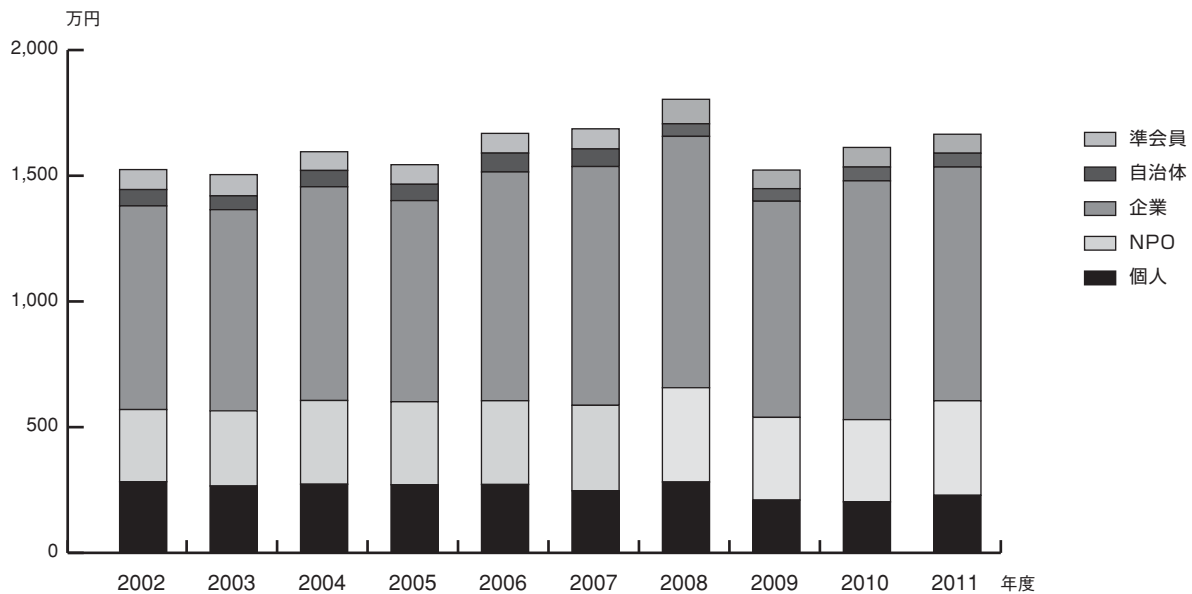
2. 10年間の収入の推移

図2



3. 10年間の会費の推移

図3



2011年度の一般正味財産の経常収益としては、図1にあるように、震災関連の事業に伴う寄付（支援金）が大幅に増えた結果、例年の割合とは異なったものとなっている。結果、会費と寄付を合わせて全収益の約72%を占めたほか、自主事業も前年度比25%の伸びを見せ、全般的に自主財源が大きく伸びた。助成金は、2010年度とほぼ同額、一方、受託事業は、2011年度から新たに開始された事業の分が加わり、金額にして約3倍の伸びとなった。

過去の収益収入との比較（図2）については、前述のように震災に対する事業が新たに加わったため、前年度比約2.6倍となったが、これに対応した費用が発生しているため、一般正味財産の増減額としては16,619,967円となっている。

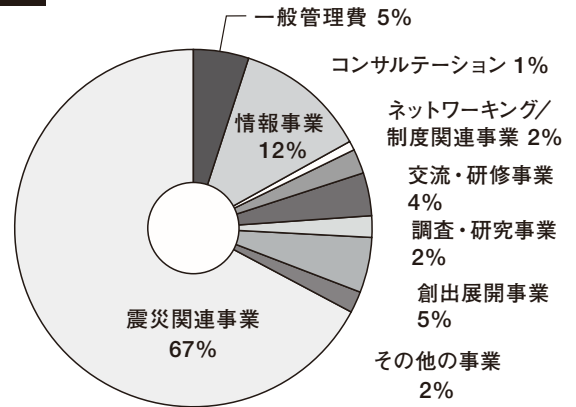
4. 2011年度科目別の総支出割合（一般正味財産）

項目	金額
一般管理費	16,669,662
情報事業	44,333,324
コンサルテーション事業	4,285,110
ネットワーキング/制度関連事業	8,141,285
交流・研修事業	15,266,646
調査・研究事業	6,474,196
創出展開事業	17,885,510
その他の事業	5,289,147
震災関連事業	236,863,407
合計	355,208,287

※直接事業の支出のみ

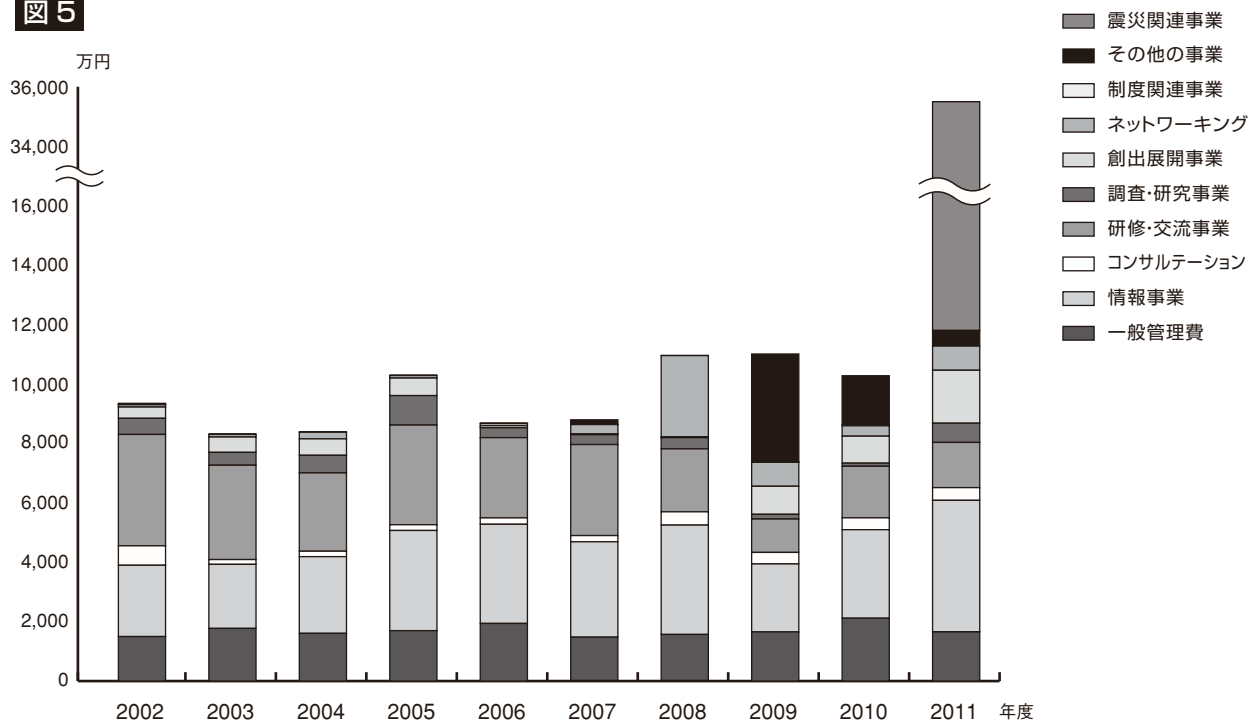
（単位：円）

図4



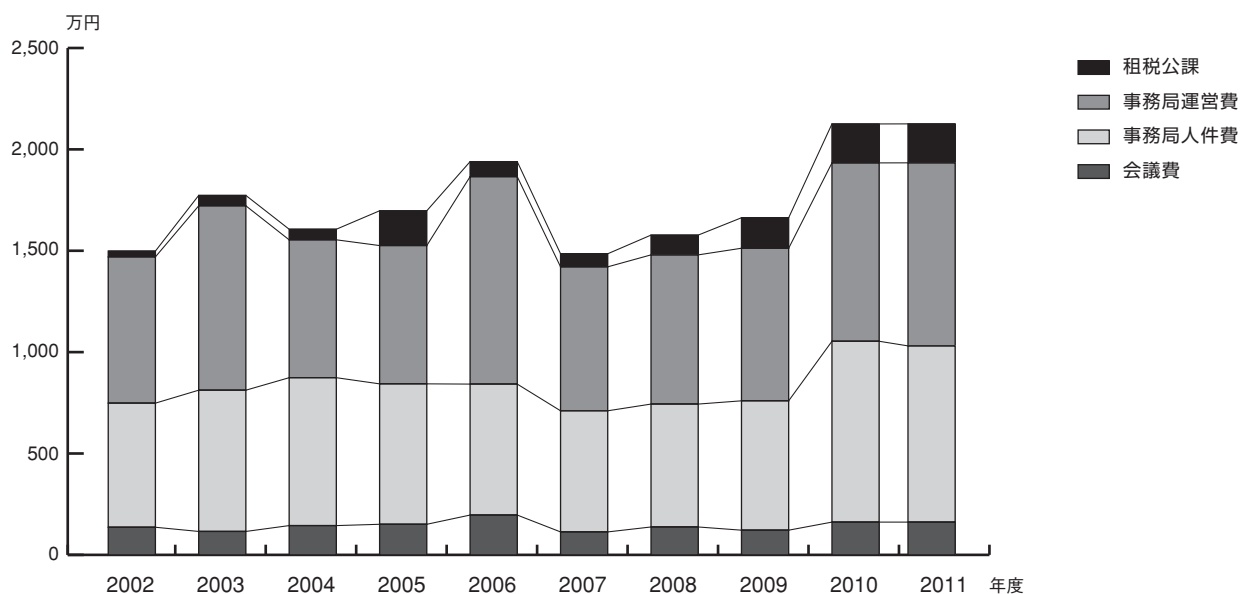
5. 10年間の支出の推移

図5



6. 10年間の一般管理費の推移

図6



2011年度の経常費用は、図4にあるように、震災関連事業の支出が67%を占め、例年の割合とは異なったものとなっている。震災関連事業を除いた場合、新規事業が開始された創出展開事業、および、各事業が拡大した情報事業が支出額、割合ともに増加している。

一方、一般管理費については、これまで全額を計上していた事務所等の賃借料を各事業に按分するよう方針を変更したため、消費税が増加したものの、前年度より22%の減となった。

中長期ビジョン (2007年度から2012年度の展望)

はじめに — 「2007年度から2012年度の展望」策定の目的

2002年策定「日本NPOセンターの今後の長期展望」と「2007年度から2012年度の展望」について

「日本NPOセンターの今後の長期展望」(2002年3月22日理事会提出改訂)は、2002年から2012年までの10年間を展望し、前半5年間のビジョンをまとめたものである。その「長期展望」の策定から4年半、日本NPOセンター設立から10年の今回、過去5年間を振り返り、後半5年間のビジョンをまとめるものとして、今回の展望を位置づける。

本展望を策定するにあたって、2005年に中長期ビジョン検討委員会を設置し、過去5年間のNPOを取り巻く現状について議論を重ね、現ビジョン「長期展望」の検証を行ってきた。その上でこの展望を示すこととする。

事務局体制の強化をめざして

日本NPOセンターは2006年11月に設立10周年を迎えた。また、12月にはNPO法が施行されて8年を迎えることになり、NPO法人数も全国で28,000(2006年9月末)を超えた。こうした法人数の増加とともに「NPO」の存在に対する社会的認知も広がっており、数を捉えれば、日本の非営利セクターはすでに日本社会で一定のポジションを確立したともいえる。しかしながら、多くの組織において財政基盤は不安定な状況にあり、専念できる人材確保をはじめ、個々の組織における安定的な経営体制の確立には未だ課題が山積している。また、NPOの多様性ゆえに人々が理解するNPOの姿も混沌としており、そうした中で市民セクターが社会的な「理解」や「共感」を得ていくため、日本NPOセンターは、社会に対し市民セクターの価値や存在意義についての明快なメッセージを打ち出すことが、今後とも改めて求められている。

この5年間の、日本の非営利セクターに大きな影響をもたらす出来事を振り返ると、まず公益法人制度改革が挙げられる。公益法人制度改革関連3法が本年5月に成立し、新公益法人法は2008年12月までには施行される予定である。一方で、会社法が改正施行され、現行の有限会社形態が株式会社の一類型に位置づけられるとともに、その設立は大幅に緩和され、また新たに合同会社の仕組みが導入された。これらの法人制度改革が、税制上の優遇措置も含めたNPO法人制度のあり方についての新たな論議を今後呼び起こすことは必至であろう。

この時期の世界に目を転じれば、テロの頻発などから、ヒューマン・セキュリティ(人間の安全保障)や人権の問題が改めて浮き彫りになっている。団結を強める各国政府の動向に対し、人権の観点から平和を希求する国境を超えた市民(団体)の連帯的な行動が、政府活動に対する重要なカウンターパートとして、人々からの期待を担う時代を迎えているといえよう。

国内の社会経済環境の変化をみると、近年、豪雨による水害や地震等、自然災害が頻発している。そうした突発的な場面において、NPOの活動に対する人々の期待は高いが、一方で地域社会を支える日常的な活動が根ざしてきたこともあり、市町村合併等が進行する地域などで、従来の地縁組織と連携を図りながら地域の自治を担う新たな組織としてのNPOへの期待が高まっている。さらに、企業のCSR活動のパートナーとしての可能性や、政府の対応が遅れているいわゆる「格差社会」問題への取り組みなど、NPOの先

駆的・多元的な活動に対する社会ニーズはとどまることを知らない。

今や、そうした人々や他セクターからのさまざまな期待を、それぞれのNPOが受けて立ちつつ、現場に根ざしたオルタナティブな提案を示していく時代へと突入している。すなわち、市民セクター・行政・企業との新たな関係性をもとにした、21世紀型「互助社会」の構築や、個々人の多様な生き方・働き方を可能にし、あらゆる機会が公平に与えられるような社会をデザインする主体として、大きな期待がよせられているからに他ならない。

それは、NPOの存在が社会的認知を得たことの裏返しでもあり、事実、活動の「質」が信頼獲得の鍵を握るNPOは、ミッションと限りある経営資源との葛藤のなかで、日々「挑戦」を繰り返している。

このような時代認識に立ち、そうしたそれぞれのNPOの「挑戦」に対し、日本NPOセンターが、インフラストラクチャ・オーガニゼーション(基盤組織)として何を重点的に担うのか、各地のNPO支援センターとどのような連携を図っていくのか、が問われている。

そこで10年を節目に今後の5年間をセンターの「市民セクターの社会的価値」確立に向けた「挑戦期」と位置づけ、その戦略ビジョンをここで改めて提示しておきたい。

2. NPOの社会的な存在意義の確認

2002年に策定した「日本NPOセンターの今後の長期展望」の「1. NPOの社会的な存在意義の確認」では、NPOの存在意義を下記のように示した。

- ①先駆的・多元的・人間的・提言的な活動が活発になることによって、社会の硬直化を防ぎ、柔軟で自己変革が可能な活気ある社会を実現する。
- ②多くの人が市民活動に参加し、また市民活動の受益者となることによって、選択肢の豊かな、個人の多様な生き方を保証する社会を実現する。
- ③国益や営利追求の発想を超えた国際的な貢献活動によって、地球市民社会の一員として世界から尊敬され、世界に誇れる社会を実現する。

これらは現在もなお、揺らぐことなく、NPOの根幹として捉えられるべきものである。

その上で、今後5年間については、過去5年間で想定されていた「展開期」に引き続き、第2期展開期としての「挑戦期」と位置づける。

3. 「挑戦期」の方向性

1. で述べた状況を踏まえて、日本NPOセンターは、設立当初からの活動目的である市民セクターのインフラストラクチャ・オーガニゼーションとしての役割を再確認し、市民セクターが絶えず変革し、成長するための刺激を与えるべく、以下の2点を柱として事業を展開する。

- (1) 分野・地域・セクターを越えて市民セクターの役割を真剣に議論する場の創出
— 市民セクターとしての情報の集積・発信、知恵の創造・共有（知・智）
- (2) 持続可能な活動のための基盤の強化
— 市民セクターが長期的に人を育て、持続的に活動できる環境整備（資金・制度）

また、各事業を推進するにあたっては、下記の3点を重視し、国際的視点を持ち、各地・各分野のNPO支援センター、市民活動団体、行政・企業・大学・研究機関・国際機関などと協働しながら行う。

- (1) 調査研究 — 現状を正確に把握すること
- (2) 情報発信 — 噛み砕いて発信すること
- (3) 連携協力 — 理解し合い、つながり合うこと

さらに、めまぐるしく変化する市民セクターを取り巻く社会状況に対応するために、組織として緊急に取り組む先駆的事業や、職員・特別研究員・研修生などスタッフ個人の発意による実験的事業への支援についても、積極的に取り組むものとする。

事業を通して、挑戦期において最も重要視して応援する組織領域

特定非営利活動法人の爆発的な広がりによって、「NPO」の言葉の指す範囲が、特定非営利活動法人だけに狭く捉えられる一方で、1. で述べたように人々の理解するNPOの姿も混沌としてきた。挑戦期では、NPOの中でも特定非営利活動法人のみならず、市民が主体となって、参加と連帯を重視しながら、市民社会へのシフトを意識して活動している非営利志向の組織、すなわち市民活動団体を、法人格の有無や種類、活動分野にとらわれず応援するものとする。



4. センターの組織運営

事業の推進体制については、さまざまな組織との多様なネットワークと、定期的な議論の場を持つことに重点をおき、日本NPOセンターの肥大化は志向しない。また、左記の図で示すような多様な団体・機関との共同でプログラムを開発したり、特化した事業に取り組む別団体を立ち上げるなど、多様な団体と協力し、市民セクター全体の活性化をするための組織運営を意識する。

日本NPOセンターの未来を考える タスクフォース〈答申〉

第46回理事会(2011年11月21日)答申
第47回理事会(2012年3月29日)修正答申

I. 総論—日本NPOセンターの未来を考える～「連帯」の再生～

座長 大島 誠

日本NPOセンターは2002年に発表された長期展望にのっとり、センター設立以来の草創期を受けて、前半の5年を「市民セクターの社会的価値」確立に向けた展開期、後半の5年を挑戦期と位置づけ活動を行ってきた。この間の社会情勢の変化は激しく、特に後半は自民党から民主党への政権交代、東日本大震災に代表される自然災害の頻発、長引く経済不況と、私たちの価値観を大きく揺さぶる状況が続いている。こうした状況下で、私たち「日本NPOセンターの未来を考えるタスクフォース」は2010年7月にスタートし、2012年以降の日本NPOセンターの有るべき姿を求めて忌憚のない議論を重ねてきた。

私たちは、日本NPOセンターの設立時に掲げたグランドゴール「新しい市民社会の実現」と、ミッションステートメントにおける「NPOの社会的基盤の強化」「企業や行政との新しいパートナーシップの確立」は、今もその新鮮さを失わない視点であると確認した。

しかし、本タスクフォースの議論で終始一貫していたのは、「日本NPOセンターは、セクターやNPOという言葉にとらわれず、市民活動を考え、市民活動に関わる総ての人、総ての組織をネットワークで繋ぎ、思いを集約し、社会に向けて提言を発信できるオピニオンリーダーを目指そう」との認識であった。「新しい公共」関連の政府のワーキングチームのメンバーとしての実績、また東日本大震災の復旧・復興に際しての立ち位置と活動は、正に市民活動のリーダーにふさわしい内容であった。「新しい公共」支援事業が始まり、寄付税制が改正された今、市民活動にとって極めて重要な時期を迎えている。「新しい市民社会の実現」に向けてのチャンスとも捉えられるが、市民活動の本質を理解せず活動資金の大半を公的資金に頼り、ただ行政の安い下請けのごとく活動する団体が増えることを危惧する。また、提言や運動機能を持たない(公設の)NPO支援センターの存在は単に行政の出先機関となる懸念がある。この極めて重要な時期に際し、日本NPOセンターは「市民活動のネットワークの要」(これをナショナルセンターと呼ぶ)として、社会に対して市民活動の有るべき姿を明確なメッセージとして発信すべき責務があると考えている。

また、本タスクフォースで新たに語られた議論は「地域」と「連帯」についてであった。

「新しい市民社会の実現」は地域における市民活動の積み重ねの上に成り立っていく。しかし、少子高齢化・過疎化の波は地方を中心に中山間地などの地域の機能そのものを奪い始めている。また、非正規雇用やホームレス、引きこもりなどの問題に象徴される社会的弱者への寄り添いなど、地域の人々、地域の企業、地域の行政との連帯による相互扶助の在り方が問われる時代になってきた。日本NPOセンターはこうした市民活動の現場である地域にどのように関わっていくのか。また、地域の支援センターとの関係や共同事業をどのように推進していけばいいのか、激動の時期だからこそ再度の問い直しが必要だと考えるに至った。

さて、市民活動のナショナルセンターとしての機能の充実や、新たなテーマ「地域」と「連帯」へのアプローチを考えると、これからの日本NPOセンターが取り組むべき課題が見えてくる。

まずは、NPOのみならず地縁組織やボランティア組織など広く地域からの声を吸い上げる仕組みづくり、共通課題を洗い出し社会問題化する作業、そして自由な情報発信を可能にするメディア戦略、さらには政府・行政への提言を行う仕組みづくりである。そして、こうした具体的な活動の方向性を見誤らないためにも、日本NPOセンターは日本のNPOセクターのグランド・デザインを提示する必要がある、従来のNPO研究の枠を超えた高度な調査研究能力を有する必要がある。さらには、日本が抱える今日の課題はグローバル社会の文脈

の中で発生している側面を考えると、海外のNPO・NGOとの交流を深め、国内外に情報を発信する必要がある。また日本NPOセンターが設立されて15年、NPO法が施行されて13年が経つ。この間に設立されたNPO法人は4万を超え、ある意味では市民活動は日本社会の中で一定の存在価値を示してきたと評価できる。しかし、反面「NPO魂」に燃える熱い個人や団体ばかりではなく、新しい市民社会実現に向けての思想の希薄化も感じる。日本NPOセンターは、市民活動に関わる人材、市民活動を支える人材、市民活動を理解する人材など、市民活動の次の世代のリーダーたる人材の育成にも積極的に取り組む必要がある。

本タスクフォースの議論の中身を振り返ると、今後の日本NPOセンターの課題は、基本的には2002年の長期ビジョンに謳われている課題と合致する。しかし、大きく違うのはその課題解決が喫緊の問題として存在することである。そして、日本NPOセンターが確固たる覚悟と誇りをもってその課題解決に取り組むべき存在になったという事である。

各論の議論では5つのテーマに絞り議論を重ねた。5つのテーマとは「調査研究・人材育成・メディア戦略・海外との関係と国際発信・地域との関係」である。テーマ別の議論を繰り返す中で、東日本大震災や全国各地での大水害が発生したこともあり、「連帯の再生」がキーワードとして生まれた。また各テーマを横断した「実現したい価値」、「支援の思想」が見えてきたので、それをコア・バリューとして整理した。そして、本答申にあたりタスクフォース会議の問題意識を先ずはまとめ、その上でこれからの日本NPOセンターにとって体系的で継続的な「調査研究」を行うことが、総ての事業の意味合いと関連性を表現することになると認識し、テーマ「調査研究・政策提言」を答申の最初に設定した。

次ページにテーマごとの課題分析と解決の方向性を示したい。

事務局体制の強化をめざして

担当： 実吉 威

タスクフォースの議論の中で テーマを横断した「実現したい価値」、「支援の思想」が見えてきた。各論に入る前に、以下にコア・バリューとしてまとめる。

1. あらゆる意味で排除、抑圧されている人に寄り添う(連帯)

私たちNPOは、社会のさまざまな場面で排除されたり抑圧されたりしている人の側に立つ。本当に公正で誰もが安心して暮らせる社会の実現のために、社会的な連帯を再生していくことがNPOの重要な役割である。

2. 市民の当事者意識や参加を大事にすること

市民活動の存在価値は、一つは現実の社会課題を解決することにあるが、もう一つは、それを他ならぬ市民自らが主体性、当事者意識を持って行うという点にある。その観点を基本として活動を行うこと、またそのために様々な市民参加の機会を創り出すこと。日本NPOセンターは、NPO(市民活動)のそのような側面が重要と考え、自らもそうあるべく努めるとともに、市民活動性の高いNPOを積極的に応援していく。

3. 目の前の事業だけに終始するのではなく、社会のあり方、構造に切り込むこと

市民活動が必要となるのはそこに何らかの不幸や困りごとがあるからである。目の前の活動・事業によって実際に困っている人のサポートをすることがもちろん最優先となるが、ときにはそれを超えて、不幸を生み出す社会の構造についても発言し、変革の提案をする。

4. 現場のリアリティを最優先にすること(+正しい情報をもとに判断する)

市民活動の現場は、人の暮らしの実感やリアリティに根ざしている。それが市民活動の強みでもあり、命でもある。その根本を外すことのないよう常に心がけていく。

5. 多様性・少数意見を尊重すること

少数意見や少数派の存在は往々にして無視されがちである。しかし、あらゆる人がその尊厳や権利を尊重されなければならないし、少数意見の中に未来への貴重な視点があることもよくある。私たちNPOの活動においても、多様性を積極的に位置づけ、取り入れることが必要となる。

6. 情報公開を行い、説明責任を果たすこと

NPOにとって、その正当性を担保するためにも情報公開をすることで説明責任を果たすことは必須となる。NPO法人データベース「NPOヒロバ」でもNPO法人に情報公開を促す事業を実施していることもあり、率先して情報公開に努めていく。

7. 開かれた議論の場を創ること

日本NPOセンターはこれまでも多様なステークホルダーによる開かれた議論の場を創出してきた。ISO26000が発行され、多様な担い手が連携・協働して諸課題の解決に当たるマルチステークホルダープロセスに注目が集まる中、さまざまな議論の場の中でもより一層、こうしたプロセスを重視していく。

Ⅲ. 日本NPOセンターが問題とすべき社会課題=問題意識

担当： 横田 能洋

日本NPOセンターは市民の参加と協働によって社会を改良していく市民社会の発展を標榜してきた。市民社会とは単に市民団体がたくさん存在している社会ではない。それぞれが市民の参加の多様な受け皿となり、自発的な討議と実践により、社会課題を解決するための新たな価値観や選択肢そして社会的事業を創造し、ライフスタイルや社会政策をかえていくような創造性のある社会である。

増大する社会のリスクに対する市民の連帯の必要性

社会がかかえる課題は多様にあるが、金融危機、食糧危機、温暖化による気候変動の危機、などの世界全体のリスクもあれば、国の財政危機、社会保障の危機など日本の将来への不安もある。さらに、3.11の東日本大震災と原発事故により、わたしたちは地震列島に多くの原発が存在していることのリスクと、ひとたび原発事故がおきれば日本中さらには国境を超えて汚染が広がることを体感した。これらのリスクは、問題が生じれば、だれにでもふりかかる社会全体の問題である。このような危険社会のもとでリスクによる連帯の可能性が国際社会で芽生えている。日本列島が地震多発期を迎えて原発リスク問題が表面化し、エネルギー政策の見直しが急務となっているが、地方の経済格差を埋め、地方政治の民主化を図らなければ脱原発は難しい。リスクに関する正しい情報を伝えず、利益誘導型の政府にただ従うだけでは暮らしが守られないことはもはや明確だ。増大する社会リスクに対して市民の連帯を具体化させるには、「ひとりだけ違ったことを言えない」「言ってもどうせ変わらない」「レッテルをはられたくない」という見えないしほりを取り除く営みがある。NPO活動を通じて、人は思ったことを話したり、仲間と出会いに励まされ、互いに気づき合う中で自ら行動するきっかけを得られる。NPOという民間で非営利の組織は、ひとりひとりの声を聞き、伝え、立場をこえてつながる場をつくれるところに意義がある。将来のために今できることを選択肢や参加の機会をどれだけ増やせるか。放射能から子どもを守ろうとする活動やエネルギーについて考えようとする取り組みは、まさにリスクによる連帯の萌芽だ。こうした活動をどれだけ広げられるか、日本の市民社会が問われている。

寄付税制とアドボカシーの強化

現代はリスク社会であるとともに、個人化が進んだ社会である。かつてのように多くの人が正社員として定年まで同じ会社に勤める社会ではなく非正規労働が拡大しているにもかかわらず社会保障制度がそれに対応しておらず、貧困が広がっている。貧困は、個人の自己責任ととらえられがちだが、本来はセーフティネットという社会システムの問題だ。

現に福祉系のNPOの多くは、職場、学校、家庭などにいられなくなった人々のセーフティネットを担っているが、障害や年齢などによって排除が生まれる構造や、隙間だらけの社会保障の制度を変えていかないかぎり問題解決は難しい。排除されがちな人をささえ、さらに排除をうまない制度づくり、公正でまともな経済社会をリードするようなNPO活動が求められている。しかしNPOの自主事業やアドボカシーを支える寄付の流れはまだ弱く、行政の委託事業や制度内事業に傾斜する傾向もみられる。

国は税収が伸びず公共部門の支出が増える中で、小さな政府を目指している。英国などでは政府による公

共サービスを減らす分、市民セクターによる公的サービスを後押ししたが、日本では政権交代と「新しい公共」の施策の中でNPO振興がようやく政策化された。寄付税制や新しい公共支援事業はその一環だが、寄付税制を生かすには、NPOが社会課題とファンドレイジングにチャレンジする動きを広げる必要がある。新たな認定NPO制度や会計基準、情報開示、評価ツールなど組織の信頼性をたかめる道具は整備されてきている。これらと寄付税制を梃にして、どれだけ市民の支持と支援を集められるかという課題は、単に財政面の自立度を高めることにとどまらず、市民の参加と選択の機会を増やすことであり、それがアドボカシーの強化にもつながる。

NPOの活動の質的向上

NPO活動の質の向上に関してはいくつかの課題がある。NPOの存在価値を日本社会でさらにたかめていくには、様々な実践をつないで面的展開をはかり制度変革につなげるなど実践の社会的インパクトを高める必要がある。NPOの実践も個々には多数うまれているが、次の世代にどう継承するかという問題がある。属人的になりやすい実践の効果を評価したり、研究活動を組み合わせて事業モデル化したり、メディアを通じて紹介するなど実践を持続発展させるしくみが重要だ。NPOのアドボカシー能力の向上と合わせて、政府や地方行政の政策立案過程でNPOの提案や事業モデルが検討される機会を増やす必要がある。たとえば、フードバンクと福祉行政が連携した食糧支援は生活保護を受けずに生活再建を支援する事業モデルとして広がりつつある。このように寄付に支えられた自主的かつ実験的事業をのばしつつ、一方で事業の制度化を進めてNPOの安定した財源を担保していくような戦略的な取り組みによって、NPOを担う若い世代を増やし、ミッションと活動の世代間継承と事業の全国への広がりをつくっていく必要がある。

地方行政は、人員と予算が削減され人々の生活ニーズに応えることが困難になってきている。NPOと行政の協働が、単なる経費削減策に終わってはならない。NPOは地域に暮らす人の声を踏まえた提案をする力、人々の活動への参画や、他セクター間の協働を生み出す力を養い、既存の地域行政の在り方を変革していく役割を担っていく必要がある。

上記のような大きな課題に日本のNPOがそれぞれ対応し、自らの存在価値を高めていくことが日本NPOセンターが標榜してきた市民社会を創造することにつながる。連帯、アドボカシー、寄付、協働は、いずれも対話があって成り立つものである。個々のNPOや、それぞれの地域において、市民との対話、行政、企業、労働組合など他セクターとの対話が深まり、その効果としてNPOへの寄付が増えたり、NPOの提案に基づく協働事業が増えるような社会をめざす必要がある。

IV. 解決すべき課題と手法

[テーマ1] 調査研究・政策提言

担当： 今田克司・藤井敦史

キーワード ・ NPOセクターのグランド・デザイン
・ 調査研究の政策提言としての昇華
・ 実施するための事業体制のあり方

1. 日本NPOセンターにとっての調査研究の位置づけ

日本NPOセンターがその強みを生かしながら、＜地域の課題＞に的確に対応していくためには、まずなによりも、今日のNPOセクター、ひいては日本社会が対峙している社会問題を構造的に理解する営みを現在より体系的に行う必要がある。これはすなわち、調査研究事業を諸事業の中核に据えるということであり、諸事業の連関が調査研究によって裏打ちされる事業体制に移行することを意味する。

とはいえ、これは日本NPOセンターがいわゆる調査研究機関になることではない。この点を明確にするために、まず、本答申における調査研究の意味合いを明らかにしてみよう。

2. 日本NPOセンターにとっての調査研究事業

2.1. 実践への展開と知見の体系化

従来、日本NPOセンターの関わる調査事業は、制度論(NPO法等法人制度や税制)、セクター間連携や社会的責任に関する規範論、NPOの運営(マネジメント、ファンドレイズ、広報)等を中心に展開してきた。一方、本答申において志向する調査研究は、1) こういった従来のテクニカルな議論より間口の広いものであり、2) 日本社会が抱える政治・社会構造の課題に正面から取り組むものを含むものであり、3) 調査研究の学術的な精緻さよりも、実践への展開に重きをおいたものであり、4) これまで団体のリーダーシップのいわば嗅覚と経験によって語られてきた一連の知見を、体系立って文章化するものである。

上記の理解にもとづき、想定される事業テーマ設定には以下の例が含まれよう。

- (1) 日本のNPOセクターにおけるマクロ・トレンドを把握し、セクターがぶつかっている社会課題と進むべき方向性を提示するもの(切り口としては、データベースから読み取れるNPOが取り組む事業分野の変遷、法制度を含むNPOを取り巻く環境の変遷と展望、等)
- (2) 日本の中間支援組織が抱えている課題や問題解決方法についての調査研究(切り口としては、中間支援組織への聞き取りやアンケート調査から抽出される共通課題の分析と対応策の議論、等)
- (3) (1)、(2)より展望される、日本のNPOが取り組むべき社会問題の最先端に切り込む重点的調査研究(例えば、社会的排除(孤立)・貧困・地方の地域再生その他、積極的に現場から発信している優れた活動を展開しているNPOと連携しながら展開)

東日本大震災以降は、震災の経験と日本NPOセンターの取り組みから見えてきた、＜地域の課題＞を重点的調査研究課題とし、これを軸にした(1)日本のNPOセクターの役割と(2)中間支援組織のあり方を展望することが時代の要請となっていると考えられる。

2.2. 現場の知識と連携強化

本答申のコア・バリューと一致するが、日本NPOセンターには、現場のNPOと連携しながら、「現場からの学び」、「当事者からの学び」を重視した調査研究が期待されている。NPO自体、社会問題の現場で「現場の知識(ローカル・ナレッジ)」を紡ぎ出せるかどうかが問われる存在であり、日本NPOセンターにも、被災地の現場、中間支援組織の直面する課題などと深く継続的に関わりながら、理論演繹型ではなく、現場から仮説を構築しながら理論をたたき上げていくような調査研究のあり方が求められている。すでに、被災地でのNPOの活動や中間支援組織と深いつながりを持ち、関係者と豊富なネットワークを有する日本NPOセンターには、これを実践する素地があるといえよう。

さらに、社会問題に対する感度を良くしていくためには、事業形成を含めた事業体制の刷新が求められる。具体的には、(1)実際に社会問題の最前線で活動しているNPOからの理事や評議員をもっと増やすこと、(2)研究者のネットワークを、近代経済学の研究者や経営学者から、政治学・社会学・社会福祉学等の研究者にまで広げること、(3)スタッフがNPOや社会問題に関して書かれた文献に精通しておくこと等の作業が必要となる。

また、上記のような調査研究の方向性を考えた時、大学院生も含め、ある程度実践志向のある若手の研究者(フィールドワーカー)を動員することは一考に値する。また、大学院のゼミと連携して、一定のテーマについて、半年、一年といった単位で調査を進めるのもよいだろう。研究者にとって、中間支援組織や現場のNPOとネットワークをもっていることは情報・知識の宝庫をもっているということであり、いわゆる Win-Winの関係を築くことで、財政的な負担は軽減できるはずだ。さらに、その延長線上に、大学・研究機関との事業連携が指向できる。

3. 政策提言活動

上記のような調査研究事業から派生するものは、なににおいても政策ワークである。実践を志向する調査研究とは、調査研究の成果が政策提言として昇華されるということであり、日本NPOセンターには、これを遂行する地位と知名度が存在する。また、政策提言の分野は、これまで日本NPOセンターの中心的課題であった非営利セクターの法制度、税制、環境整備全般に関する提言活動のみならず、上記の重点的調査研究課題から抽出される、NPOセクターにとって喫緊の社会課題に関する政策提言に重きが置かれることになる。

より具体的には、調査研究のアウトプットとしてイシューペーパーを作成し、これを議員に配って勉強会を開催したり、政府や議員連盟主催の所定の政策テーマについての意見集約会のコーディネーター役を引き受け、NPO、財団、企業、学術機関関係者等を巻き込んだマルチステークホルダーの政策形成事業を手がけるなどの事業展開が見込まれる。

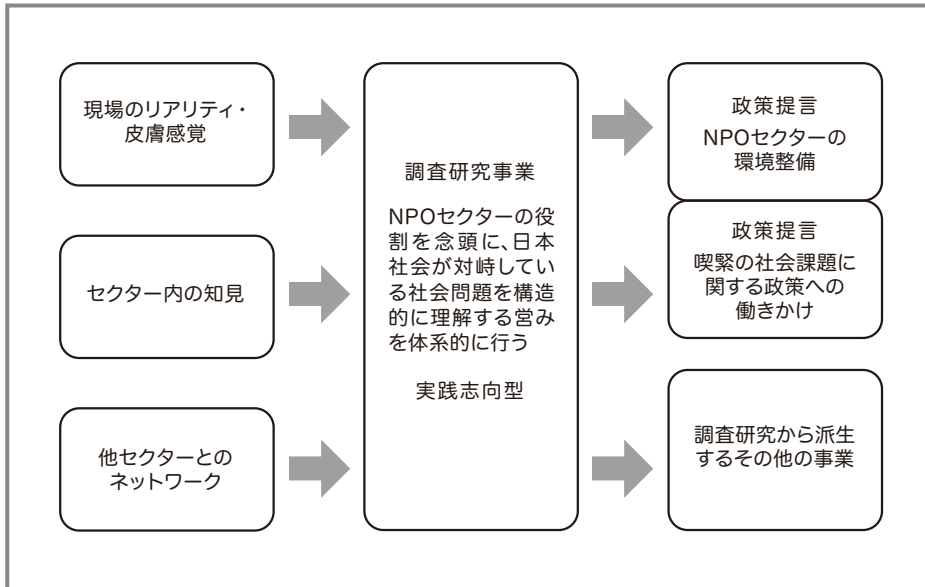
このような活動を通じて、調査研究から政策提言、政策変更という道筋が引かれ、政策形成の手段として社会から広く認知されることにつながっていくことが期待される。

以上のような一連のつながりは、右の(図1)のように表現することができるだろう。

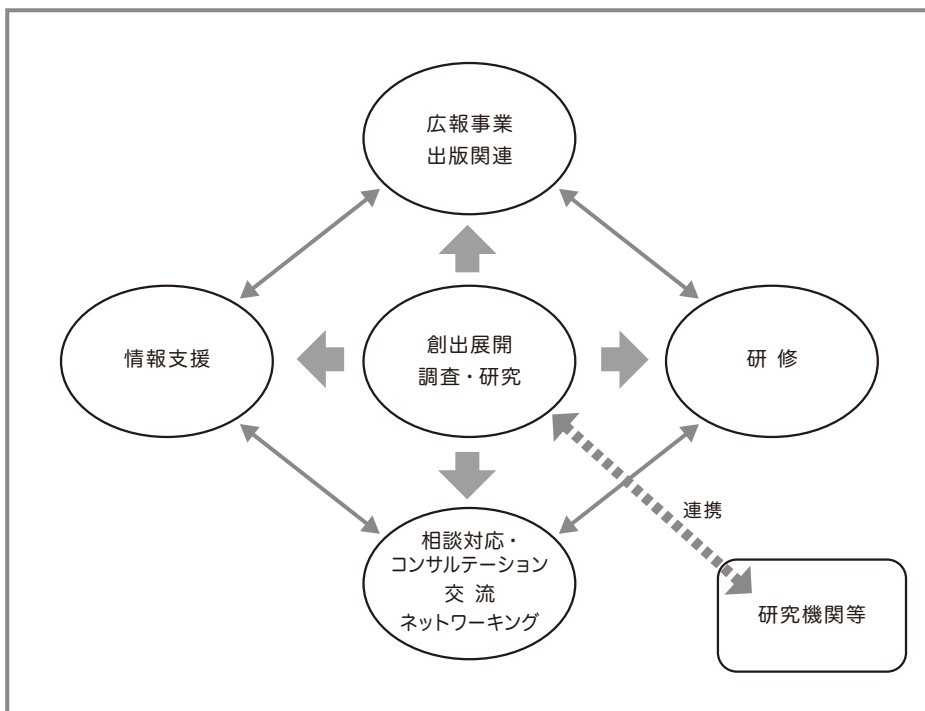
4. 調査研究と他事業の関係

以上のような調査研究事業は、情報提供、研修、コンサルテーション・ネットワーキング、広報・出版と有機的に絡めて展開させるためのコアの部分になる。事業間の連携を強め、運営面からのニーズにも配慮した事業展開をするためにも(財政的にペイしにくい事業をそれ以外の事業で補完する等)、さまざまな工夫が求められる。

■ 日本NPOセンターにとっての調査研究・政策提言の位置づけのイメージ図(1)



■ 日本NPOセンターにとっての調査研究の位置づけのイメージ図(2)



[テーマ2] 人材育成

担当： 岩附 由香・鹿住貴之・宮城治男

- キーワード
- ・「NPO魂」の低下とNPOの拡がり(課題として)
 - ・中間支援組織等の人材育成(担い手)強化
 - ・新しい人材の巻き込み(インターン制度・シニア層など)

1. 日本NPOセンターが関わっていくべき現在の社会課題

NPO法人が4万を超え、公益法人改革によりこれまでより法人として組織を設立するのが容易になった今、非営利セクターには新規参入や担い手の増加が予想される。また、市民活動としての運動性よりも事業実施体としての事業性に重きを置く事業型NPOも増加している。このように非営利セクターの担い手が増加したその価値観が多様化する中で、日本NPOセンターが重視してきた「市民運動性」「社会変革性」といった非営利セクターの在り方を共有できる担い手は割合として減少傾向にあると考えられる。

また、NPO、行政、企業などの人材が相互に交流し流動化する仕組みを作ることで、相互理解促進とセクター内外の理解者の増加、しいては担い手の発掘と増加に寄与することができる。さらに、専門家がその専門性を提供し活動の一端を担うことを促進する仕組みの構築も検討出来る。

2. その課題に対する日本NPOセンターの果たすべき役割

これまで日本NPOセンターは主に中間支援組織の中堅研修、CEO研修の実施により人材育成の経験を培ってきた。中堅研修になると既に職を離れている人が多く人数が減ってしまうという課題はあるが、これまでの経験を活かし人材育成の軸はこれまで通り中間支援組織におきながらも、手法については研修だけではなく人材育成の仕組みを整えていくことが必要ではないか。また、前述の問題意識を踏まえ、「市民運動性」「社会変革の担い手」といったいわゆる「NPO魂」を持った中間支援組織を増やし、その価値観を広げることも重要である。中間支援組織の担い手を育てることで、その中間支援組織が個別のNPOに対しそれぞれの規模、地域にあわせた支援が出来るようになれば、各地域の人材育成も達成することができる。また、退職後のシニア層の参入についてもその人脈、知恵が活かされかつ順応できるよう人材の確保と受け入れの方法を考える必要があるのではないか。

3. 具体的な事業案

- ・人材育成スクール「NPOの学校」の設立
- ・NPOの運動性や社会変革性を理解し、中間支援センターを戦略的に運営できる人材の育成
- ・各地支援センタースタッフの日本NPOセンターへの研修生としての受け入れ
- ・地域の様々な人々を巻き込みながら戦略を考えるワークショップを開催できるようなツール提供
- ・各地でも関心の高い若年層(大学生、大学院生または社会人からの転向組など)が早い段階で非営利セクターと関わりを持つ機会を提供するインターン制度のツール提供

- キーワード
- ・ NPOの社会的存在感の脆弱さ(課題として)
 - ・ 既存メディアの更なる活用(マスメディア、WEB活用)
 - ・ 独自の紙媒体の共同発行

1. 日本NPOセンターが関わっていくべき現在の社会課題

社会問題が多様化し、複雑化する中で、NPOの存在意義はますます高まり、実際にNPO法人の数も4万団体を超えている。しかしながら、まだまだ個々のNPO及びセクターとしての力不足は否めず、社会的認知は徐々に高まっているものの、その存在感並びに存在基盤は脆弱であると言わざるを得ない。

また、既存の大手マスメディアでは、行政セクター、企業セクターの話題が多く、市民セクターの立場から発信をしていくことが重要である。

そこで、社会問題やNPOの取り組みについて、市民セクターの立場から発信し、広く市民からの支持を得られるとともに、その進むべき方向性を指し示すようなメディアの存在が必要だと考えられる。

なお、インターネット等の通信手段の普及により、市民発のメディアが生まれてはいるものの、市民セクター全体を対象とするメディアは少ないと言える。

2. その課題に対する日本NPOセンターの果たすべき役割

そこで、市民セクターとして、自ら目線で発信することの出来る独自のメディアを持つ必要があると考える。そして、それを日本NPOセンターが担うのである。これは、ナショナルセンターが持つネットワークを活かした、オピニオンリーダーとしての役割を果たすことになる。なお、この役割を果たすためには、調査研究も必要となってくるであろう。

このメディアは、市民セクターにとって、新しい動きの発掘、ベストプラクティスの発信、知恵の共有等が期待されると共に、現在の社会を読み解き、それに対峙する姿勢を指し示すことが求められる。つまり、日本NPOセンターの考えや提言を発信することになる。

また、広く社会に対しては、様々な社会問題を可視化し、NPOの存在をアピールするという意義も持つ。市民が描く社会像や、社会変革を志向する「NPO魂」について普及啓発を行うことにもなるであろう。そして、このことは外部人材の巻き込み等、人材の育成と発掘の役割を期待することもできる。

なお、既存の大手マスメディアに対して、情報発信を働きかけていくことも、市民セクターの窓口的役割を期待される日本NPOセンターにとっては、重要なことである。

3. 具体的な事業案

- ・ 紙媒体のメディアを発行する。記事は、編集委員の他、各地の中間支援センターや、分野・課題別の全国ネットワーク組織に特派員をお願いして執筆していただく。
- ・ 財源問題はありますが、受け手としては、関心のある人は勿論のこと、NPO法人をはじめとした、ほぼすべての

NPOに届けられるようなものになることが理想である。また、業界紙のように、行政の担当部署が購読することも目指す。

- 既にある市民メディアとの連携や、既存の新聞・雑誌に枠をもらうことも考えられる。
- メールマガジンや動画での情報発信を行ってもよい。

[テーマ4] 海外との関係・国際発信

担当： 今田克司・星野智子

- キーワード
- ・ 地球規模の課題に対応する情報の受発信
 - ・ 国内外のNPO関連情報の受発信と事例研究
 - ・ ナショナルセンターとして、海外の主要NPO等との交流

1. 日本NPOセンターが関わっていくべき現在の社会課題

地球規模レベルの課題が深刻化する中で、日本の市民社会における海外とのつながりは必ずしも強いとはいえない。日本社会の抱える今日的課題が、グローバル社会の文脈のなかで発生していることを理解する契機が十分存在しないことや、世界中の多くの資源を費やしている日本に、海外からいかなる問題提起と期待が寄せられているかに気づく機会が不足し、よって期待に十分に応えることができていないことが原因だろう。貧困、食料、水、紛争、環境、いずれも世界との距離が縮小している今日、これらの地球規模課題に対応するための情報の受発信と人材の育成が欠かせない。

このような問題意識から、日本NPOセンターが日本のNPO・市民セクターのナショナルセンターとして海外のNPO・市民セクターとの交流を深め、今日的課題の文脈についての理解を共有し、そのなかで発生する諸課題に即応する能力・体力を養っていく必要がある。

2. その課題に対する日本NPOセンターの果たすべき役割

インターネットの普及に伴い、海外の市民セクターに関する情報は誰でも手に入れられるようになった。また、すでに活動分野によっては海外との情報交換、交流等を維持・増進しているNPOやNPOのネットワークも決して少なくない。ただし、特に海外とのつながりが強くない活動分野の団体に対して、情報の洪水の中で日本のNPO・市民セクターと連携・協力しながら、注目すべき情報を抽出し、解説を加える役割は、日本NPOセンターが担うべきものとする。国内のNPOが必要に応じてグローバルな視点を養い、海外を意識したうえで国内課題を理解するという習慣ができることはセクターの強化にもつながる。経済大国であり、大震災を経験した日本の市民社会からの発言には世界が関心を示すだろう。よってこの機会に、世界の中の日本の役割としても情報の発信と交流が求められている。

3. 具体的な事業案

- ・ 海外NGO調査と情報発信、海外事例の国内発信
- ・ 主要課題に関する条約(人権、福祉、環境等)、主要国の取組調査と情報発信
- ・ 日本のNPO事情についての海外発信
- ・ 国際会議への出席、日本の事例発表
- ・ 海外の主要NPOやナショナルセンターとの情報交換、人材・経験交流
- ・ 海外の企業、財団と日本のNPO、市民セクターの橋渡しを通じたNPOサポート

[テーマ5] 日本NPOセンターが地域にかかわる姿勢と手法

担当： 大島 誠・横田能洋

- キーワード
- ・ 地域に向けてNPOの役割や協働に至るまでを具体的に啓発
 - ・ 独立性の強い支援センターの運営支援
 - ・ NPO全国フォーラムの復活

1. 日本NPOセンターが関わっていくべき現在の社会課題

日本は国家戦略のターニングポイントを迎えた。長引く不況、国際的な金融危機、製造業の国内空洞化・国際競争力の低下は国家の財政を圧迫している。更には地震・津波・放射能汚染による甚大な被害、集中豪雨・水害など度重なる自然災害が、復旧・復興に向けて大きな負担となって国家に押し掛かってきた。更には加速する少子高齢化、過疎化は地方に追い打ちをかけている。こうした状況下、国内政治は自民党から民主党へと政権が変わり、まだ新しい国家戦略の方向性が示せていないのが現状だと思う。

地域においては 財政が厳しい中 地域づくりや社会的弱者に対する予算が縮小される傾向にあり、行政主導のコミュニティー創りに限界が見えてきた。また、高齢化の進む中山間地ではコミュニティーそのものの存続に赤信号が灯り始めた。

2. その課題に対する日本NPOセンターの果たすべき役割

正に市民活動の真価が問われる時代が来た。まちづくりや公共的サービスを行政にのみ頼る事への限界感が強くなってきている。日本NPOセンターは、今こそ市民活動の重要性を直接市民に企業に行政に訴え、その理念や役割、資金循環の仕組み、行政や企業との協働の在り方や手法などについて具体的に啓発していく必要がある。そのためにも各地域に独立性の強い支援センターの設立を目指し、地域から日本を変えていく仕組みづくりに挑むことも重要である。また、これまで以上に地域からの情報の収集と全国に向けての情報の発信を行い、地域と地域を結ぶ役割も期待されてくる。

3. 具体的な事業案

- ・ 全国に向けて市民活動の重要性を直接訴えるキャンペーンを打つ
- ・ 全国各地にNPO支援センターを設立するムーブメントを創るとともに、既に設立されているNPO支援センターの活性化をはかる事業
- ・ 各地のNPO支援センターとの共催で、地域での行政・企業との対話フォーラム、円卓会議を開催する
- ・ 市民活動への資金の流れを創るための 市民ファンド等の設立支援
- ・ 地域からの話題や提言、活動事例や問題点の投げかけ等、定期的に発信できる独自のメディアを持つ
- ・ NPO全国フォーラムの復活

資料

【会議日程】

- ・第1回（2010年7月29日）：これまでの長期展望、中長期ビジョンの共有
- ・第2回（2010年9月3日）：答申のイメージの共有
- ・第3回（2010年10月25日）：討議テーマ「日本NPOセンターが実現に寄与すべき新しい社会像」
- ・第4回（2010年12月21日）：討議テーマ「地域の声の吸い上げと政府への提言」「調査研究」「国際的な発信」「人材育成」「地域の活動や動向」
- ・第5回（2011年2月1日）：討議テーマ「地域の活動や動向」「地域の声の吸い上げと政府への提言」
- ・第6回（2011年7月13日）：討議テーマ「2011年度事業（震災対応事業を含む）」「震災後の日本NPOセンターの在り方」
- ・第7回（2011年8月10日）：討議テーマ「人材育成」「センターのコア・バリュー」
- ・第8回（2011年10月2～3日）：全体総覧と答申のイメージ共有

【策定委員】（敬称略）

◎理事：大島 誠（座長）、今田克司、鹿住貴之、横田能洋

◎評議員：岩附由香、藤井敦史、星野智子、宮城治男

◎元理事：実吉 威

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本NPOセンターと称し、登記上はこれを特定非営利活動法人日本エヌピーオーセンターと表示する。

2 この法人の英文名は、Japan NPO Centerとする。

(事務所)

第2条 この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。

(目的)

第3条 この法人は、新しい市民社会の実現に寄与することを理念とし、分野や地域を越えた民間非営利組織(NPO)の活動基盤の強化と、それらと企業および政府・地方公共団体とのパートナーシップの確立を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、主として特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表2に掲げる特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動を行う。

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等に関する国内外の情報の収集およびその公開と発信
- (2) 各分野、各地域の民間非営利活動、または企業および政府・地方公共団体における民間非営利組織への支援活動等を推進するためのコンサルティングおよびコーディネート
- (3) 各分野、各地域の民間非営利活動の関係者および民間非営利活動に関わる企業や政府・地方公共団体の関係者との交流とそれらに対する研修
- (4) 民間非営利活動関連分野における調査研究および政策提言とその実現のための事業
- (5) 国内外の民間非営利組織とのネットワークの推進

(6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団が正会員となるときには、その団体名をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

2 代表理事は、前項の申込者がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。

3 代表理事は、第1項の申込者の入会を承認しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。

2 年会費の額は、総会で定める。

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。

(1) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(2) 解散したとき

(3) 破産宣告を受けたとき

(4) 会費を2年にわたって納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該会員を除名することができる。

- (1)この法人の名誉を著しく傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2)この法人の定款または規定に違反したとき

(提出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他提出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 10名以上20名以内
- (2)監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、2名以内を常務理事とし、必要ときに理事会の議決を経て2名以内の副代表理事を置くことができる。

(選任等)

第13条 役員は、正会員(団体にあっては、その代表者または役職員)のなかから総会の議決により選任する。

- 2 総会が招集されるまでに、補欠または増員のために役員を緊急に選任する必要があるときには、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮にこれを選任することができる。この場合において、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
- 3 代表理事、副代表理事および常務理事は理事会において互選する。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときには、代表理事のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づいて、この法人の常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1)理事の業務執行の状況を監査すること
- (2)この法人の財産の状況を監査すること
- (3)理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4)前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること
- (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条第1項に定める最少の役員数を欠くときには、後任者が就任するまで、なおその任にあるものとする。
- 4 代表理事は、理事としての任期満了の場合においても、理事として再任されたときまたは第15条第3項により理事としての任にあるものとされるときは、後任の代表理事が就任するまで、なおその任にあるものとする。副代表理事の場合も同様とする。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときには、当該役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

- (1)職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

- 第17条 役員は、役員総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員の報酬の額は、総会の議決を経て定める。
 - 3 役員には、費用を弁償することができる。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 会議は、総会および理事会とする。
- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) その他理事会が必要と認める重要な事項

(総会の開催)

- 第21条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
 - (3) 監事が請求したとき

(総会の招集)

- 第22条 総会は、この定款に定めるもののほか、代表理事が招集する。
- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(総会の定足数)

- 第23条 総会は、正会員過半数の出席をもって成立する。

(総会の議長)

- 第24条 総会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。ただし、第21条第2項第2号および第3号の規定により臨時総会を開催したときには、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の議決)

- 第25条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
 - 3 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の書面表決等)

- 第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合において、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する正会員を代理人として表決を委任した正会員は、第23条および第25条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

- 第27条 総会の議長は、総会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 2 議事録には、議長および出席した正会員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

- 第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他この法人の業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、少なくとも開催日の一週間前までに発信しなければならない。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事の指名する理事がこれに当たる。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の書面表決等)

第35条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、書面または電磁的方法をもって表決し、または出席する理事を代理人として表決を委任した理事は、第32条および第34条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議長は、理事会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録には、議長および出席した理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第37条 この法人には、評議員を置く。

- 2 評議員は、総会の議決により15名以上30名以内を選任し、代表理事がこれを任命する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第15条、第16条および第17条第3項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(評議員会)

第38条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、代表理事の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
- 3 評議員会は、代表理事が招集する。
- 4 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 5 評議員会の議長は、評議員会の議事について議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 議事録には、議長および出席した評議員のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第6章 委員会等

(委員会等)

第39条 この法人は、業務企画の推進のために、企画運営委員会および専門部会等(以下「委員会等」という)の委員会を置くことができる。

- 2 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 事務局

(設置および職員の任免)

第40条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1名および職員若干名を置く。
- 3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

(組織および運営)

第41条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算に関する書類は、代表理事が作成し、通常総会の議決を経なければならない。

- 2 この法人の通常総会の議決を経るまでの暫定の事業計画および収支予算は、前条の規定にかかわらず、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
- 3 第1項に規定した総会の議決を経た事業計画書および収支予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会はその後最初に開催する総会に報告し承認を得なければならない。

(事業報告および収支決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書に関する書類は、代表理事が事業終了後に遅滞なくこれを作成し、

監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3月以内にこの法人の所轄庁に提出しなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を除いて、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

第10章 解散および合併

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。
 - 3 第1項第2号の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第50条 この法人が解散のときに有する財産は、この法人と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、社団法人または財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第51条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決による。

第11章 雑 則

(委 任)

第52条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公 告)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

役 職	氏 名
代 表 理 事	星野 昌子
副代表理事	播磨 靖夫
常 務 理 事	早瀬 昇
常 務 理 事	山岡 義典
理 事	加藤 哲夫
理 事	川村 耕太郎
理 事	高比良 正司
理 事	萩原 喜之
理 事	本間 正明
理 事	松山 政司
理 事	山崎 美貴子
理 事	山本 正
理 事	和田 龍幸
理 事	雨宮 孝子
理 事	藤間 秋男

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を経て登記した日(以下「設立日」という)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、法人設立総会で定める。
- 3 この法人の設立当初の役員および役職は、第13条第1項および第3項の規定にかかわらず、別表に掲げるものとする。役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、設立日から2000年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の評議員は、第37条第1項の規定にかかわらず、法人設立後最初に開かれる総会で選任するものとする。
- 5 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第20条第1項第1号および第46条第1項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立日から2000年3月31日までとする。

附 則

この定款は2002年1月24日から施行する。
(2002年1月24日、臨時総会にて、第2条「この法人は、東京都渋谷区に事務所を置く。」を「この法人は、東京都千代田区に事務所を置く。」に変更。)

附 則

この定款は2008年9月30日から施行する。
(2008年5月23日、第10回通常総会にて、第15条(任期)に第4項を追加。)

附 則

この定款は2009年11月25日から施行する。
(2009年5月28日、第11回通常総会にて、第26条(総会の書面表決等)を変更、第35条(理事会の書面表決等)を変更、定款第38条(評議員会)第3項を変更。)

(目的)

第1条 この規定は、この法人の会員がこの法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(会員の範囲と義務)

第3条 この法人の会員は、定款第6条に定める種別の通りとし、定款第8条の規定により、本規定第4条の会費を納入しなければならない。

(会費)

第4条 定款第8条による会費は、次の通りとする。

(1) 正会員

個人会員 年会費1口1万円を1口以上

団体会員

民間非営利組織(NPO) 年会費1口1万円を1口以上

行政組織(政府・地方公共団体等) 年会費1口5万円を1口以上

営利組織(企業等) 年会費1口10万円を1口以上

(2) 準会員

個人会員および団体会員 年会費1口5千円を1口以上

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとする。

(役割)

第6条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会への出席

(2) 事業活動への参加

(3) NPO会員にあっては、その積極的な情報公開

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する集会等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第8条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。